

- 1 件名 令和3年度 第2回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日時 令和3年9月13日(水) 14時00分～
- 3 場所 市役所第2庁舎2階中会議室、オンライン参加
- 4 出席委員 荻委員、近藤委員、三輪委員、井手上委員、南正覚委員、清水委員、上野委員
- 5 事務局 箕原総務課長、総務課政策法務係(山田、古田、村瀬)
- 6 説明者 足立子育て支援課長、子育て支援課子ども家庭係(本田、八尋、下田)
- 7 傍聴者 なし
- 8 内容 諮問第3号  
「福岡県ひとり親世帯等実態調査に係る調査対象世帯の情報提供について」

## 9 会議概要

(総務課長) 挨拶  
(事務局)

本日の会議は、古賀市情報公開個人情報保護運営審議会条例第6条第2項に規定されている委員の全員の出席があるので、成立している。

(会長)

この会議は、古賀市情報公開条例第23条に基づき公開とする。傍聴者なし。

諮問第3号「福岡県ひとり親世帯等実態調査に係る調査対象世帯の情報提供について」は、古賀市個人情報保護条例第8条第1項第6号に基づく諮問となり、具体的には、「当該個人情報の提供が公益上特に必要があると認められるか」について、意見を求められている。

「諮問第3号」の説明を担当課にお願いします。

(説明者)

諮問内容について、説明する。福岡県が5年に一度実施している「福岡県ひとり親世帯等実態調査」という統計法に基づく統計調査があり、これを実施するに当たり、古賀市に居住する母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の情報が必要となるため、県から古賀市に対して提供依頼があった。この依頼に対する情報提供について、古賀市個人情報保護条例第8条第1項第6号に基づいて、「公益上特に必要があると認められるか」について、意見を求めたい。

次に、調査の概要について。令和3年8月1日現在、福岡県内に居住する母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、令和3年11月1日現在の生活状況や要望を把握し、今後の福祉施策推進における基礎資料を得ることが目的。

調査の流れは、県から市町村に、令和3年8月1日現在の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の世帯数の調査依頼があり、市町村が県に対して報告をすることとなっている。これについては、世帯数のみであったため、古賀市においても8月13日に県へ報告済みである。報告した世帯数を基に、実際に調査対象となる世帯の数が県から市町村に示され、対象となる世帯の名簿を県へ提出しなければならないが、この提供について意見を求めるもの。

今後の流れは、県が調査対象世帯へ調査票を郵送し、対象となった世帯は、令和3年11月1日時点の状況を記入し、県へ返送することとなる。県は、この結果を取りまとめ、報告書を作成する。

(会長)

諮問の内容について、ご意見ご質問を受ける。オンラインの方は、挙手機能を使い、発言の際はミュートを解除して発言をお願いします。

(委員)

この調査の目的は、福祉施策に反映させるということであるが、例えば児童扶養手当にこの調査結果がどのように反映されるのか。そういった施策の為に必要な調査という理解でよいか。  
(説明者)

この調査結果から得られた対象世帯の実態、要望、想いが県の施策に反映されていく。古賀市においても、総合計画の策定にあたって調査結果を反映させている。調査結果のデータは、児童扶養手当等、ひとり親世帯に対する施策に十分に反映をされているところである。

(委員)

古賀市で調査対象世帯をどのように選んでいるか。

(説明者)

令和3年8月1日現在、古賀市に居住する母子世帯、父子世帯、養育者世帯の名簿をデジタル推進課から提供してもらっている。古賀市では母子世帯114世帯、父子世帯55世帯、養育者世帯15世帯の計184世帯を調査対象とすることとなっている。子育て支援課で、名簿の中から無作為抽出によって対象となる184世帯を選んでいる。

(会長)

調査の流れについて、「調査対象世帯名簿」の作成の手順を確認したい。

(説明者)

8月13日に「推測世帯数調査票」を県に提出し、古賀市内に在住しているひとり親世帯等の数について報告している。これを基に、県から実際に調査票を送る世帯の数について、8月27日付文書で通知され、調査対象となる184世帯の名簿を市から県へ提出するよう依頼がされている。この審議会で認められれば、終了後に名簿を提出する予定。

(委員)

資料として平成28年度の調査報告書があるが、これを基に県が具体的政策を執ったのか、また、市が調査結果を基に何らかの施策を打ったのか、情報があれば教えてほしい。

(説明者)

前回の調査によって、母子家庭においては養育費をもらっていないことが貧困の一因であるということが判明したため、県において「養育費ひとり親110番」の設置を決定した。また、ひとり親家庭の手当の充実を求める要望も多かったため、高等職業訓練促進給付金に付加金が増算された。市においては、直接施策に結び付いたということはないが、県の補助を得てひとり親の支援事業を行っているため、県が策定した施策に則って、県と連動している状況である。

(委員)

この調査には、県内全市町村が参加しているのか。北九州市、福岡市、久留米市を除くとなっているので、政令市及び中核市は独自に実施しているということではないかと思うが、この3市も含めて、福岡県全体として連携しているのか、情報があれば教えてほしい。

(説明者)

県内の市町村全てが参加する。また、中核市・政令指定都市である、久留米市・北九州市・福岡市も同じ業者と委託契約しており、今回の調査に参加することを確認している。

(委員)

前回の調査では北九州市だけフォーマットが違っていたので、同じ業者で実施するならば、結果を見る側としても見やすくなるのではないかと思う。

(委員)

諮問書の中で、今回の統計調査は統計法第24条に基づく統計調査との記載がある。統計法

で、統計調査とは「行政機関の長が統計の作成を目的として行う調査」と定義されているが、今回の調査は「福祉施策推進における基礎資料を得ることを目的とする」とされていて、県の資料には統計法に基づく調査という記載は無いが、統計法第24条に基づいた調査とはどこからきたのか。

(説明者)

統計法第24条に基づく調査であるということは、県に直接問合せで回答をいただいたもの。また、統計法第24条の届け出は今月中に行うと聞いている。

(委員)

福祉施策推進における基礎資料を得ることを目的として行う調査も、統計を作成するための調査として統計法の対象となるということか。

(説明者)

前回の調査を見ても、きちんと統計が作成されており、なおかつ福祉施策推進のための基礎資料でもあると認識している。

(委員)

「統計法第24条に基づく統計調査」という記載は正確ではないので、その文言は削った方が良い。「～に基づく」という表現は、法律に「～の場合は統計調査を実施しなければならない」というような記載がある場合に使用するものであって、統計法というのは統計法を実施する場合の条件等を規定した法律であり、今回の調査が統計調査の対象となるということに留まるので、「統計法に基づく」という表現は正確性に欠ける。今回の審議に当たっては統計法の関わりは無く、配布資料としても不要だと思われる。

今回の審議では、調査が公益上特に必要と認められるかということが問題であるが、ひとり親家庭の福祉政策に役立てるということであれば、公益上必要と認められ、提供して特に問題ないと思われる。5年に一度の調査であるが、10年前や5年前の調査でトラブルになったことはないか。

(説明者)

5年前の伺い書等によると、県に名簿を提出する際に、統計法第41条第4号及び古賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号により個人情報を守られると判断しており、解釈を誤っていたようで、審議会に諮っていないことが反省点である。今後は審議会にかけよう引き継いでいく。その他、調査に当たっての不備やクレーム等は無かった。

(委員)

目的については必要性があると判断され提供に問題は無いと思う。

今回の当初の配布資料にはアンケートの内容や報告書がなく、調査の方法の詳細と目的が記載された資料のみであったが、何を聞くのか、また、どう役立てられるかが分からない状況で審議する事には無理がある。行政が継続的に実施しているので、県としても今回も大丈夫だろうと判断するのもかもしれないが、チェックする立場からすると、きちんと準備し、情報を揃えた上ででなければ吟味できないということをお伝え願いたい。

(委員)

5年毎の調査であるが、5年前の調査と異なる点があれば教えてほしい。

(説明者)

県に確認したところ、経年での変化の状況を把握する目的があるので、内容は変えないとのことであった。

(委員)

目的から公益性がある 調査の必要性はあると考えているが、今回の調査は業者に委託して実施するというので、セキュリティや守秘義務について契約書に記載があるか気になるところである。そのあたりはどのようになっているか。

(説明者)

今回の調査にあたっては、県が(株)サーベイリサーチセンター九州事務所と委託契約を取り交わしている。契約書を確認したところ、個人情報の取扱いについては特記事項として記載があり、個人情報の取扱者を限定することや、データを端末に保存しないこと、作業場所を特定することが記載されていた。個人情報の取扱いについては問題ないと考えている。

(会長)

公益上の必要性があるかという点について委員の方々からご意見はないか。

→特になし。

(会長)

公益上特に必要があると認められるという結論としてよいか。

→意義無し

(事務局)

5年後同様の内容で実施される場合、再度審議会にかかる必要があるかということについて確認したい。

(会長)

全く内容が同じではないのではないかとされるし、社会情勢の変化もあり、状況に応じて判断しなければならないので、次回の調査の際も審議会に諮問していただきたい。

(委員)

今回の諮問はあくまでも今回の調査に関して審議して結論を出したことであるので、5年後に実施するという前提でない以上、次回の調査が同様の内容で実施される場合であっても審議会にかけていただきたい。

(委員)

条例の第8条第6号に基づいて提供する場合は、審議会の意見を聞いた上で行うと規定されているので、同様の内容だからといって審議会にかけないというのは条例違反になる。次回も審議会にかけていただく必要があると思う。

(会長)

次回同様な内容があった場合は諮問していただくようお願いします。

(事務局)

今回はオンラインで出席していただいた委員の方々には、旅費の交通費を除いた形で報酬をお支払いするのでご了承いただきたい。